

指定通所介護・札幌市通所型サービス

重要事項説明書

作成日 令和 7年 6月 1日

1. 事業運営主体概要

対象事業所の名称	デイサービスセンターメディケア宮の丘
運営法人の名称	株式会社 Regional Creation Care
運営法人の代表者名	代表取締役 鈴木 裕一
運営法人の所在地	札幌市西区八軒1条西1丁目3番15号 Tel 011-215-5138 Fax 011-215-5583
共用する施設又は事業所	<ul style="list-style-type: none">・ケアプランセンターメディケアさっぽろ・訪問看護ステーションメディケアさっぽろ・定期巡回メディケアさっぽろ
他の介護保険関連の事業	<ul style="list-style-type: none">・指定居宅介護支援事業所・指定介護予防訪問看護・指定（介護予防）定期巡回・随時訪問型介護看護

2. 事業所概要

事業所の名称	デイサービスセンターメディケア宮の丘
事業所の目的	本事業は、要介護又は要支援の者に対し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする、また、併せて通所介護事業は、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

事業所の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 ・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の通所介護計画又は札幌市通所型サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 ・利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 ・適切な介護技術をもってサービスを提供する。 ・常に、提供したサービスの実施状況の把握及び評価を行う。
事業開始年月日	令和7年 6月 1日
保険事業者指定番号	札幌市 事業所番号 第0170406375号
事業所の所在地等	札幌市手稲区西宮の沢6条1丁目14-17 Tel 011-624-5720 Fax 011-624-5721
敷地概要	敷地面積 2687.73㎡
建物概要	構造 鉄筋コンクリート、(3階 建 地下1階部分) 延床面積 4229.23㎡
設備の概要	居間及び食堂1 機能訓練室1 浴室1 トイレ5 洗面所6 静養スペース1 相談室1 台所1 レクリエーションスペース1
管理者名	小林 正興
利用定員	月～金 35名
営業日及び営業時間	営業日：月曜日から金曜日まで (12月31日から1月1日を除く) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分まで
運営の事業の実施地域	札幌市手稲区、西区
サービス提供時間	午前8時50分から午後14時55分の中の6時間05分
防犯暴政設備 避難設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・火災受信機 ・消火器 ・非常警報装置 ・非常出口誘導灯 ・煙探知機
緊急時の対応方法	主治医又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる。
損害賠償責任保険加入先	あいおい損害保険株式会社
交通の便	JRバス（手稲追分下車、徒歩5分）

3. 職員体制

(1) 職員の職種、員数

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務 (兼務する職種)	専従	兼務 (兼務する職種)	
管理者	1名		1名 (介護職員)			介護福祉士
生活相談員	2名	1名	1名 (介護員)			介護福祉士
介護職員	8名	2名	1名 (管理者) 1名 (生活相談員) 1名 (看護職員) 1名 (機能訓練士)	2名		介護福祉士 実務者研修終了 理学療法士 准看護師
看護職員	2名		1名 (介護職員)	1名		正看護師
機能訓練指導員	2名		1名 (介護職員)	1名		作業療法士 言語聴覚士

*看護職員の不在日には協力医療機関 訪問看護ステーションメディケアさっぽろの看護職員による健康チェックとなります。

(2) 職員の職務内容

職員の職種	職務内容
管理者	事業所の従業者の管理、指定通所介護及び札幌市通所型サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
生活相談員	利用者及び家族の相談、利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。
介護職員	利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。
看護職員	利用者の健康管理及び医療との連携を行う。
機能訓練指導員	要介護状態等の軽減又は悪化防止のために機能訓練を行う。

4. 勤務体制

管理者	常勤（８：３０～１７：３０）
生活相談員	常勤（８：３０～１７：３０）
介護職員	常勤（８：３０～１７：３０） 非常勤（８：４５～１５：００）
看護職員	常勤（８：３０～１７：３０）非常勤（９：００～１６：００）
機能訓練指導員	常勤（８：３０～１７：３０）非常勤（９：００～１６：００）

５．サービス及び利用料等

（１）サービス及び利用料

（保険給付サービスについては包括的に提供され、下記の基本料金表のとおり要介護度等
等に応じて定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となる。）

保険給付サービス	身体介助（日常生活上の援助等）	利用者の身体状況に応じた食事、入浴、排泄等の日常生活上の援助を行う。
	生活相談（相談援助等）	利用者又は家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行う。
	日常生活上の機能訓練	日常生活の中で離床援助、屋外散歩同行、家事共同、レクリエーション、行事等により生活機能の維持、改善に努める。
	健康状態の確認	看護師による利用者の健康状態の把握を行うとともに必要に応じて医療との連携支援を行う。
	食事の提供	利用者の身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮した食事を提供する。（食費は給付対象外）
	入浴の機会の提供	利用者の希望に応じて入浴の機会を提供する。
	送迎	利用者の自宅と事業所との間の送迎を行う。
	その他	利用者の洗濯、清掃、着替え、整容などの日常生活上の世話や利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援を行う。
保険給付外サービス	食費	昼食５３４円、飲み物代１００円、（行事開催時のおやつ代も含まれます。）
	特別食の提供	・身体状況に応じた食事形態での提供（きざみ食、経管栄養等） （とろみ材については自己負担です）
	教養娯楽（アクティビティ、レクリエーション）の提供	・アクティビティ、レクリエーションの機会の提供 （利用者が希望される場合、材料費、有料施設の入場料・交通費等は、自己負担です）

（２）介護負担適用分（１割負担）

① 基本利用料（1回あたり）

単位 負担額

要介護1	584 単位	592 円
要介護2	689 単位	699 円
要介護3	796 単位	807 円
要介護4	901 単位	914 円
要介護5	1008 単位	1022 円

② 加算利用料金（1日あたり）

単位 負担額

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56 単位	57 円
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76 単位	77 円
入浴加算（Ⅰ）	40 単位	41 円
入浴加算（Ⅱ）	55 単位	56 円
若年性認知症利用者受入加算	60 単位	61 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位	23 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位	19 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位	6 円

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 92/1000 加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 90/1000 加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 80/1000 加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 64/1000 加算

加算利用料金（1月あたり）

単位 負担額

個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位	21 円
ADL 維持等加算（Ⅰ）	30 単位	31 円
ADL 維持等加算（Ⅱ）	60 単位	61 円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位	102 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位	203 円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150 単位	153 円
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160 単位	163 円
栄養改善加算	200 単位	203 円
科学的介護推進体制加算	40 単位	41 円

（3）ご負担額合計

要介護1	① 基本料金 + ② 加算利用料金 + 食費
要介護2	
要介護3	
要介護4	
要介護5	

（2）介護負担適用分（2割負担）

① 基本利用料（1回あたり）

単位 負担額

要介護1	584 単位	1184 円
要介護2	689 単位	1398 円
要介護3	796 単位	1614 円
要介護4	901 単位	1828 円
要介護5	1008 単位	2016 円

② 加算利用料金（1日あたり）

単位 負担額

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56 単位	57 円
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76 単位	77 円
入浴加算（Ⅰ）	40 単位	41 円
入浴加算（Ⅱ）	55 単位	56 円
若年性認知症利用者受入加算	60 単位	61 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位	23 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位	19 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位	6 円

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 92/1000 加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 90/1000 加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 80/1000 加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 64/1000 加算

加算利用料金（1月あたり）

単位 負担額

個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位	21 円
ADL 維持等加算（Ⅰ）	30 単位	31 円
ADL 維持等加算（Ⅱ）	60 単位	61 円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位	102 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位	203 円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150 単位	153 円
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160 単位	163 円
栄養改善加算	200 単位	203 円
科学的介護推進体制加算	40 単位	41 円

（3）ご負担額合計

要介護1	② 基本料金 + ② 加算利用料金 + 食費
要介護2	
要介護3	
要介護4	
要介護5	

（2）介護負担適用分（3割負担）

① 基本利用料（1回あたり）

単位 負担額

要介護1	584 単位	1776 円
要介護2	689 単位	2097 円
要介護3	796 単位	2421 円
要介護4	901 単位	2742 円
要介護5	1008 単位	3066 円

② 加算利用料金（1日あたり）

単位 負担額

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56 単位	57 円
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76 単位	77 円
入浴加算（Ⅰ）	40 単位	41 円
入浴加算（Ⅱ）	55 単位	56 円
若年性認知症利用者受入加算	60 単位	61 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位	23 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位	19 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位	6 円

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 92/1000 加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 90/1000 加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 80/1000 加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 64/1000 加算

加算利用料金（1月あたり）

単位 負担額

個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位	21 円
ADL 維持等加算（Ⅰ）	30 単位	31 円
ADL 維持等加算（Ⅱ）	60 単位	61 円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位	102 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位	203 円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150 単位	153 円
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160 単位	163 円
栄養改善加算	200 単位	203 円
科学的介護推進体制加算	40 単位	41 円

（3）ご負担額合計

要介護1	③ 基本料金 + ② 加算利用料金 + 食費
要介護2	
要介護3	
要介護4	
要介護5	

6. サービス利用に当たっての留意事項

飲酒・喫煙	① ご利用中の飲酒につきましてはご遠慮いただいております。 ② 事業所内は禁煙とさせていただきます。
金銭・貴重品	①高額な金銭や貴重品をお持ちになりますと紛失の恐れがありますので極力お避け下さい。
宗教活動等	①宗教活動・政治活動は御遠慮下さい。
ペット	①ペットの持ち込みは御遠慮下さい。
病気等	①風邪、発熱等、身体状況によっては、御利用を中止して頂く事がありますので御了承下さい。

7. 非常災害対策

防火管理者	小林 正興
非常災害時の対策	別に定めた消防計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備などの非常災害への対策を講ずる。
避難訓練	年2回実施

8. 苦情相談機関等

苦情相談窓口	デイサービスセンター メディケア宮の丘 管理者 小林 正興 TEL (011) 624-5720 Fax (011) 624-5721
苦情処理の体制・流れ	1 利用者又は家族等から詳しい事情を聞くとともに、関係職員からも事情を聞く。 2 問題点を把握し、管理者、生活相談員及び介護従業者等で解決策を検討・調整する。(必要に応じて検討会議を行う) 3 検討後速やかに、問題の解決策について、利用者及び家族等に説明し了承を得るとともに、具体的な対応を行う。 4 苦情の内容等に関する記録を行う。 5 問題の解決後も、その改善状況について随時点検を行い、再発防止に努める。
外部苦情申立て機関	○北海道福祉サービス運営適正化委員会 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 3階 TEL (011) 204-6310 ○北海道国民健康保険団体連合会 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 TEL (011) 231-5161 ○福祉サービス苦情相談センター 札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター 2階 TEL (011) 632-0550
外部苦情申立て機関	○その他、札幌市保健福祉局保健福祉部介護保険課や各区役所の保健福

社部保健福祉課にもご相談できます。

9. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	<input type="checkbox"/> あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> なし		

10. 事故発生時の対応

事故発生時の処置	サービスの提供により事故が発生した場合には、利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。また、必要に応じて市町村に報告する。
損害賠償	賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。
事故後の措置	事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずる。

11. その他の重要事項

秘密保持	サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得る。
身体不拘束	サービス提供に当たっては、身体拘束等を行なわない。
研修	従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。 ・採用時研修 採用後3ヶ月以内 ・継続研修 年1回

12. ハラスメント対策

- (1) 職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者及びその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

13. 事業継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続して指定居宅介護支援の提供が受けられるように事業継続計画を策定し、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

14. 感染症の予防・蔓延防止について

感染症の予防及び蔓延防止に努め、会議等において対策を協議し、対応指針等を作成し、掲示を行います。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

令和 年 月 日

(事業者) 事業名 : 指定通所介護事業所・第1号通所事業
デイサービスセンター メディケア宮の丘

所在地 : 札幌市手稲区西宮の沢6条1丁目14番17号

説明者 : 小林 正興

私は、契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認し同意しました。

(利用者) 住所 :

氏名 :

(利用代理人) 住所 :

氏名 :

ご本人との関係 :